

「奥津軽のめごい飯」情報発信業務委託応募要領

1 業務名

「奥津軽のめごい飯」情報発信業務

2 業務目的

本業務は西北地域の残したい味や食文化など「奥津軽のめごい飯」の情報発信、販売支援及び承継の仕組みづくりを構築することで、消費機会と承継機会を創出し、地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

3 業務内容

西北地域県民局管内のうち、「奥津軽のめごい飯」について県内外への情報発信と消費機会を創出するため、以下の取組を行うものである。

(1) オンライン料理教室の実施

参加者について延べ100名を目途に、県内外から広く募集し、YouTube ライブなどを活用しオンラインで「奥津軽のめごい飯」の料理教室を2回以上開催することし、時期及び商品については委託者との協議によること。

なお、開催にあたり、地域の販売店（オンラインで食材を販売する道の駅内のテナント等、以下同じ）と連携して材料キットの販売案内を行うこと。

(2) 料理アーカイブ動画の作成

上記(1)の動画等を活用して、「奥津軽のめごい飯」の紹介とレシピを紹介する動画を2本以上作成することとし、完成時期はそれぞれ(1)の料理教室の概ね1ヵ月以内とすること。

(3) ライブコマース等を活用した「奥津軽のめごい飯」の販売

参加者について延べ100名を目途に、県内外から広く募集できるユーチューバーを選定し、YouTube ライブ等で「奥津軽のめごい飯」の紹介と、地域の販売店と連携した販売案内を3回開催することし、時期及び商品については委託者との協議によること。

(4) リーフレットの作成

上記(2)の動画と地域の販売店の販売サイト等の情報をQRコード等で掲載し、「奥津軽のめごい飯」の情報を集約したリーフレットをデザイン含めて2種類（西北五エリア、西海岸エリア）作成すること。

なお、リーフレットは、デジタルデータ、マットコート紙、A3二つ折り、両面カラー、各2,000部印刷とし、下記(5)の検討会参加者等の関係者に配付する。

また、情報発信の効果的な展開方法を企画提案し、委託者と協働で実施すること。

(5) オンライン検討会への参加

西北地域県民局が主催する「奥津軽のめごい飯」に係る検討会に参加し、関係者から情報収集をした上で、上記(1)～(4)に活用すること。

(6) 報告書の作成

上記(1)～(5)の取組内容及び成果等を取りまとめた報告書を作成すること。

4 契約期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）とする。

5 委託経費の上限額

1, 986千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 応募資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定するものに該当しない者であること。

7 参加表明

(1) 表明方法

参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）を作成し、下記の書類を添えて、「15 書類提出先・質問先」へ、持参又は郵送により提出すること。

① 定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し

② 直近の事業報告書及び収支決算（見込）書

(2) 提出期限

令和4年4月21日（木）16時（必着）

8 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合には、質問書（様式3）に必要事項を記入し、「15 書類提出先・質問先」へ電子メールにより提出し、その旨電話にて連絡すること。

(2) 提出期限

令和4年4月21日（木）16時（必着）

(3) 質問に対する回答

寄せられた質問及び回答は、全ての分を取りまとめて参加表明書を提出した者全員に令和4年4月26日（火）までに電子メールにより送付する。

9 企画提案書等

(1) 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。なお、5部（正本1部、副本4部）を提出すること。

① 様式4

② 企画提案書（A4片面（縦横自由）印刷。別紙「奥津軽のめごい飯」情報発信業務に係る企画提案評価基準（以下「評価基準」という。）に記載された評価項目順に提案項目を設定し、ページ番号を付したものを作成し提出すること。様式任意。）

③ 経費見積書（総額及び内訳を記載し、総額は消費税込みの額とすること。）

(2) 提出期限

令和4年5月12日（木）16時必着

(3) 提出場所及び提出方法

「7 参加表明」に同じ。

10 辞退

(1) 提出方法

「7 参加表明」の規定により参加表明をした者において、事情により提案を辞退する場合は、辞退届（様式5）を作成し、「15 書類提出先・質問先」へ、郵送又は持参により提出すること。

(2) その他

辞退届を提出した者は、いかなる理由があっても再び参加表明することはできないこととする。

11 企画提案書を特定する上での評価基準（別添「評価基準」参照）

別紙「評価基準」のとおり

12 審査

(1) 審査の方法

審査基準に基づく企画提案審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 企画提案審査（書面審査）

① 実施日時

令和3年5月16日（月）

② 実施場所

青森県西北地域県民局地域連携部

③ 実施方法

「9 企画提案書等」(1)「② 企画提案書」及び「③ 経費見積書」の内容に基づき行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果の通知は、全ての提案者に対し様式6により、5月18日（水）までに電子メールにより通知する。

(4) 審査結果の説明

契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は含まない。）以内に西北地域県民局地域連携部長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提出場所及び提出方法

「7 参加表明」に同じ。

② 回答

西北地域県民局地域連携部長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に、電子メールにより回答する。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 使用言語は日本語とする。
- (3) 使用通貨は円とする。
- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (7) 委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (8) 委託業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）を遵守し、適切に管理すること。
- (9) 契約締結後、本業務で取得した著作物の著作権については著作権者が有するものとし、青森県及び本業務に関わる関係者が二次利用権を有するものとする。
- (10) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、別途協議して定める。

14 スケジュール

令和4年 4月15日（金）～5月12日（木）公募
21日（木）参加表明書等提出期限、質問書提出期限
26日（火）質問書回答
5月12日（木）企画提案書等提出期限
16日（月）企画提案公募審査会（書面審査）
18日（水）審査結果通知

15 書類提出先・質問先

西北地域県民局 地域連携部 地域支援担当
〒037-0046 青森県五所川原市栄町10
電話 0173-34-2175
FAX 0173-34-2168
電子メール se-renkei@pref.aomori.lg.jp